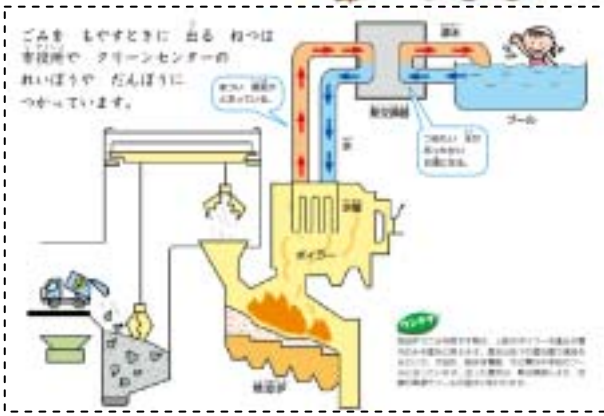


武蔵野クリーンセンター

環境報告書 2010 (11月改訂版)



* * * * *

絵本『なるほど! ごみとクリーンセンター』を発行しました。市内小学校、幼稚園、保育園に配布。市立図書館、クリーンセンターでも見ることができます。

* * * * *

はじめに

武蔵野クリーンセンターでは、現在建て替えを計画中です。新しいクリーンセンターにおいては、市民の皆様が気軽に訪れ、環境のことについて考えられる施設となるよう検討しています。そのため、平成 22 年春より、クリーンセンターの 3 階に設置したオープンハウスを利用して、ごみの減量や環境問題に対する関心をより深めるための環境講座（生ごみ堆肥化、ふろしき利用術、エコクッキング、エコアップ講座...）を、毎月一回程度、市民団体が交代で開催しています。このような取り組みを含め、これからも地域の良好な環境を維持し、環境負荷の低減を図り、環境にやさしい施設運営に取り組んでまいります。

平成 22 年 11 月
武蔵野クリーンセンター所長
木村 浩

環境講座「親子で化学実験」で、ごみに関するクイズを出す武蔵野クリーンセンター所長



武蔵野クリーンセンター「環境報告書 2010 (11 月改訂版)」について

武蔵野クリーンセンターは、昭和 59 年 10 月より稼動を開始し、市内で発生する可燃ごみ、不燃・粗大ごみと有害ごみの処理を行っています。この施設が稼動するまでは、三鷹市との共同処理を行っていました。しかし、共同処理施設のあった三鷹市新川周辺住民の方々による武蔵野市のごみ搬入阻止行動を発端に、武蔵野市内にごみ処理施設建設に向け、様々な市民委員会の議論を経て、武蔵野クリーンセンター周辺住民の方々の理解と協力のもとに建設することができ、25 年間の操業を続けてまいりました。日頃より、武蔵野クリーンセンター周辺住民の方々には、操業についてご理解とご協力に感謝申し上げます。

武蔵野クリーンセンターは、これまで安全、安定稼動に努め、また、法で定められた基準より厳しい協定基準値、各種基準値を順守し、周辺環境などに配慮し、操業をしております。

武蔵野クリーンセンター環境報告書は、その取り組み状況を図やグラフでわかりやすく説明したものです。2009 年版をはじめて発行し、今回は 2010 年 11 月改訂版の発行となりました。

報告する期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

準拠したガイドライン

「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン 2005 年度版」 東京都環境局

第1章 施設概要

1 武蔵野クリーンセンターの概要

所在地：東京都武蔵野市緑町3丁目1番5号

敷地面積：17,000 m²

焼却施設

処理能力：195 t / 24 h (65 t × 3 基)

炉形式：全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)

建物：鉄筋コンクリート造り地上4階地下2階

建築面積 3,297.8 m² (計量棟等附属棟含む)

煙突：角形鉄筋コンクリート外筒形

内筒3本鋼製集合式 高さ59m

工期：昭和57年1月～昭和59年3月

稼動：昭和59年10月～

不燃・粗大ごみ処理施設

処理能力：50 t / 5 h 1 基

回転せん断衝撃式横型破砕機

建物：鉄筋コンクリート造り地上3階地下1階

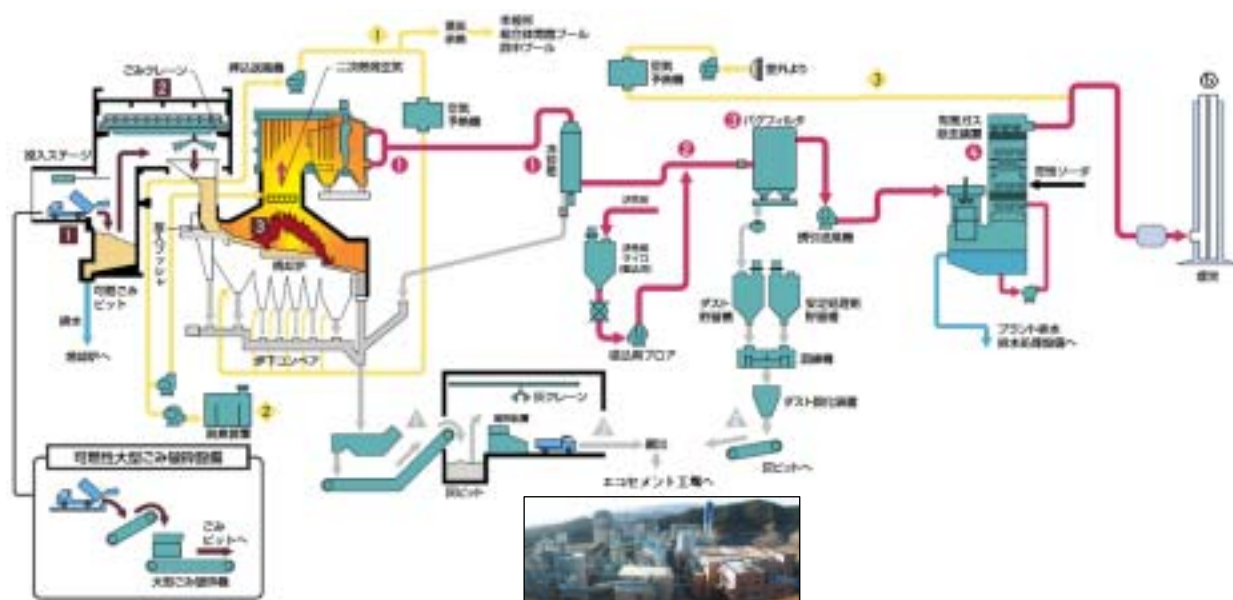
建物面積 1,363.5 m²

工期：昭和57年6月～昭和59年3月

稼動：昭和59年10月～

2 工場概略図

(1) 焼却施設概略図



ごみ(可燃)

- 1 ゴミ収集車で搬入されたごみは、計量後、ゴミピットへ投入。
- 2 ゴミピットに貯留されたごみは、クレーンで焼却炉へ投入。
- 3 焼却炉内に入ったごみは、850 ~ 1,100 の高温で完全に焼却しダイオキシン類の発生を抑制。

灰

- 1 焼却炉で燃やしたごみは重さで約 10 分の 1、体積で約 30 分の 1 の灰になり、灰ピットに搬送。さらに中に含まれるエコセメント原料不適物(金属等)を取り除くため選別装置でふるいにかけて貯留。
- 2 バグフィルタ(ろ過式集じん器)で除去したばいじんやちりも重金属が漏れ出さないよう薬剤で固めて灰ピットに搬送。
- 3 集められた灰は、天蓋付コンテナ車でエコセメント工場に搬入。

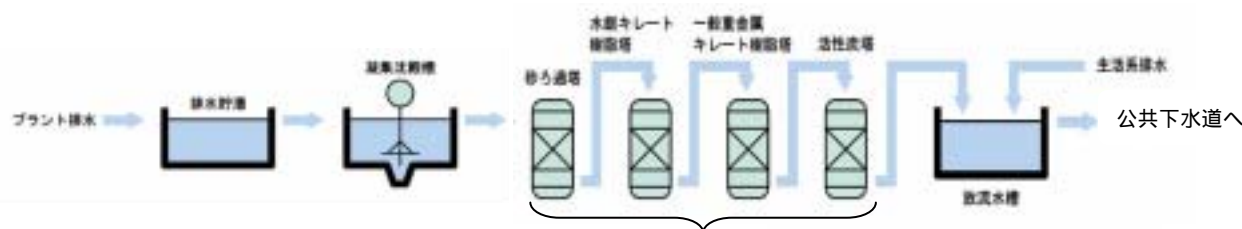
空気

- 1 可燃ゴミピットの空気を燃焼空気として利用し、臭気を外部に漏れにくくするとともに、臭気成分を焼却により分解。また、ピット内には消臭剤を噴霧。
- 2 焼却炉が休止しているときは、脱臭装置を働かせ、活性炭により臭気を吸着。
- 3 外気を取り入れ蒸気により加熱して煙突に送り、白煙(水蒸気による)の発生を防止。

排ガス

- 1 焼却により発生した高温の排ガスは、廃熱ボイラとガス冷却塔で減温しダイオキシン類の再合成を抑制。(ダイオキシン類は、300 程度で再合成されやすくなるため、約 300 の廃熱ボイラ出口の排ガスは、ガス冷却塔で 200 に急冷します)
- 2 排ガス中のダイオキシン類は、活性炭を噴霧し吸着した後、集じん除去。
- 3 排ガスに含まれるちりやばいじんは、バグフィルタで集じん除去。
- 4 有害ガス除去装置で、排ガスを薬品(苛性ソーダ)で洗浄することで塩化水素や硫酸化物を除去。
- 5 ばいじんと有害ガスを除去したクリーンな排ガスを煙突から排出。

(2) 排水処理施設概略図

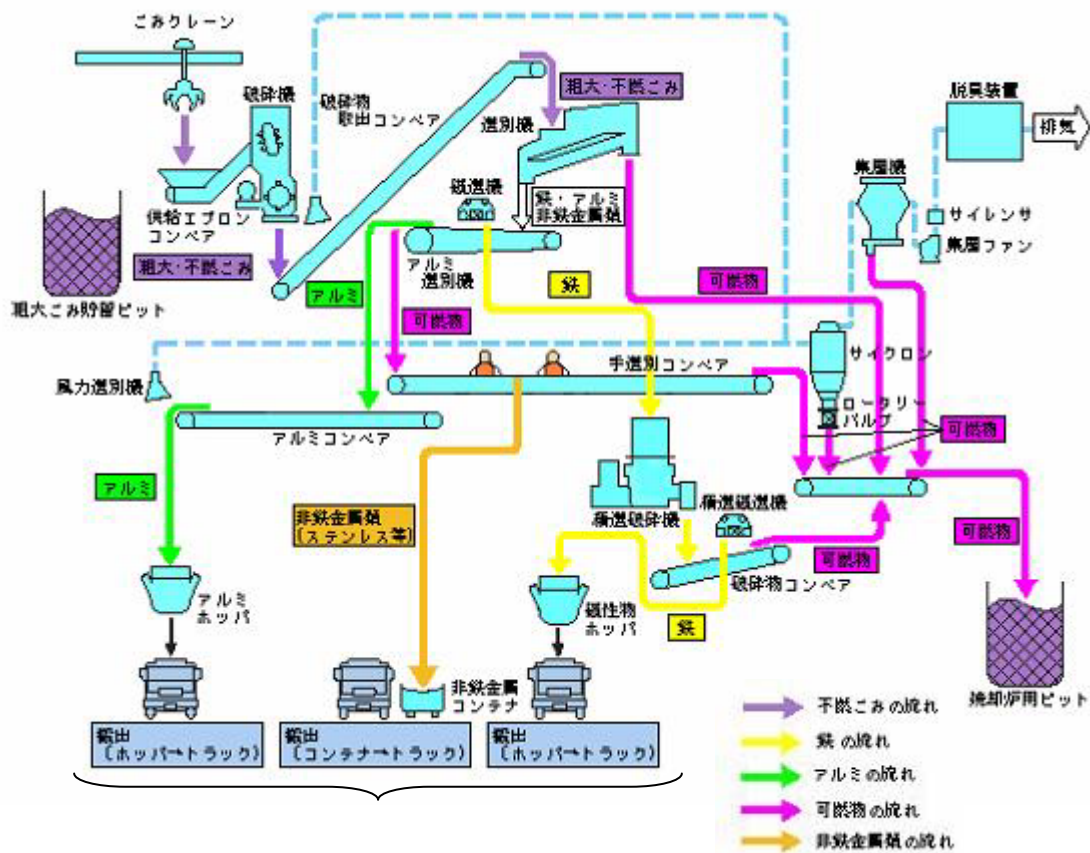


排水

- 1 排ガスを洗浄した排水は、まず凝集沈殿処理。
- 2 次に砂ろ過、(*)キレート樹脂による水銀・重金属除去、さらに活性炭吸着を行い、有害物質等を取り除いたのち、公共下水道に放流。

(*)キレート樹脂とは、重金属を捕捉する化学結合機能をもった重金属処理剤です。

(3) 不燃・粗大ごみ処理施設概略図

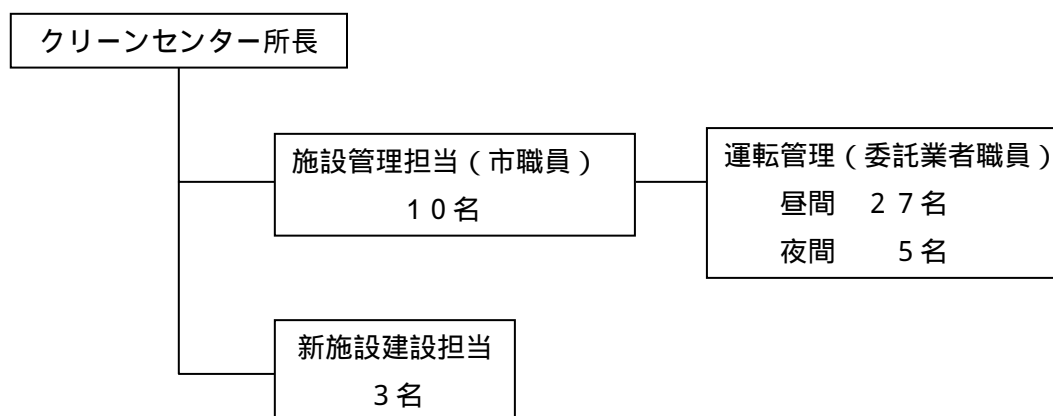


ごみ(不燃・粗大)

- 1 搬入されたごみは、いったん粗大ごみ貯留ピットに貯留して、一定量ずつ大型破砕機でこまかく破砕。
- 2 砕かれたごみは、第一段階の選別機で可燃物と金属類などに選別。
- 3 砕かれ選別されたごみは、磁力選別機で鉄、アルミ選別機でアルミを回収。
- 4 次に作業員による手選別を行い、機械で取りきれなかった鉄・アルミのほか、ステンレスなどの非鉄金属を回収。
- 5 資源物としての純度を向上させるため、選別された鉄は、さらに精選破砕機・精選磁選機にかけ、不純物を除去。
- 6 回収した金属類はそれぞれの専門業者を通じて再利用。
- 7 資源物を回収した残りのごみは、可燃ごみピットへ運ばれ、燃やすごみとともに焼却。

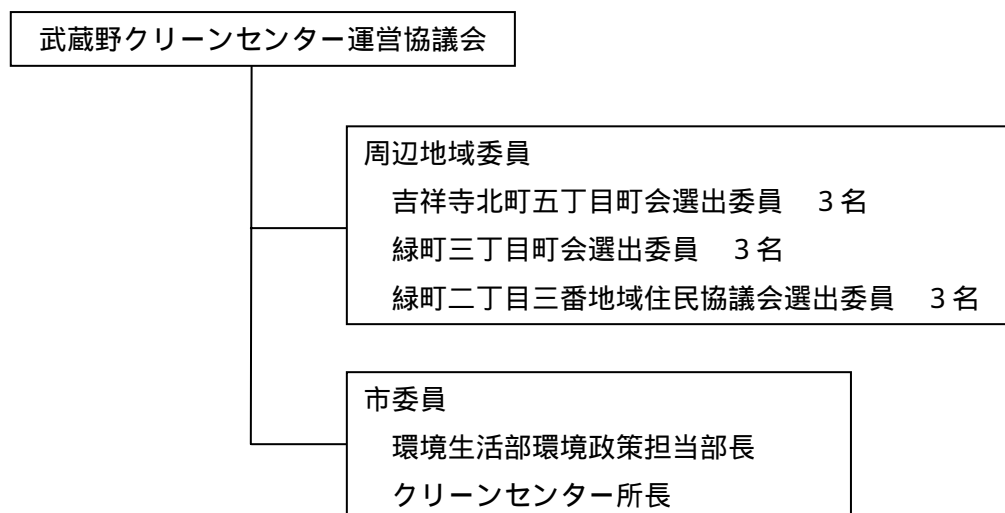
3 私たちの組織

武蔵野クリーンセンターは、焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理、維持管理等に関する業務を市職員及び民間委託業者で行っています。焼却施設の運転管理については、4班体制の交代勤務で土曜日、日曜日昼夜運転での設備機器の監視や点検等にあっています。



4 武蔵野クリーンセンター運営協議会の組織

武蔵野クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、周辺地域3団体(吉祥寺北町五丁目町会、緑町三丁目町会、緑町二丁目三番地域住民協議会)委員各3名と市側委員2名の11名によって構成される「武蔵野クリーンセンター運営協議会」を設置しています。



第2章 私たちの環境配慮への取り組み

1 環境方針

【基本理念】

私たちが受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくことが我々の責務と考えています。武蔵野クリーンセンターは、市民生活に欠かせないごみ処理を行いながら、地球環境を保全し、環境負荷の少ない循環型社会を目指していきます。

市街地で操業する施設として、地域環境に配慮し、かつ安全を最優先とし、安全で安定的な施設運営を努めていきます。

【活動方針】

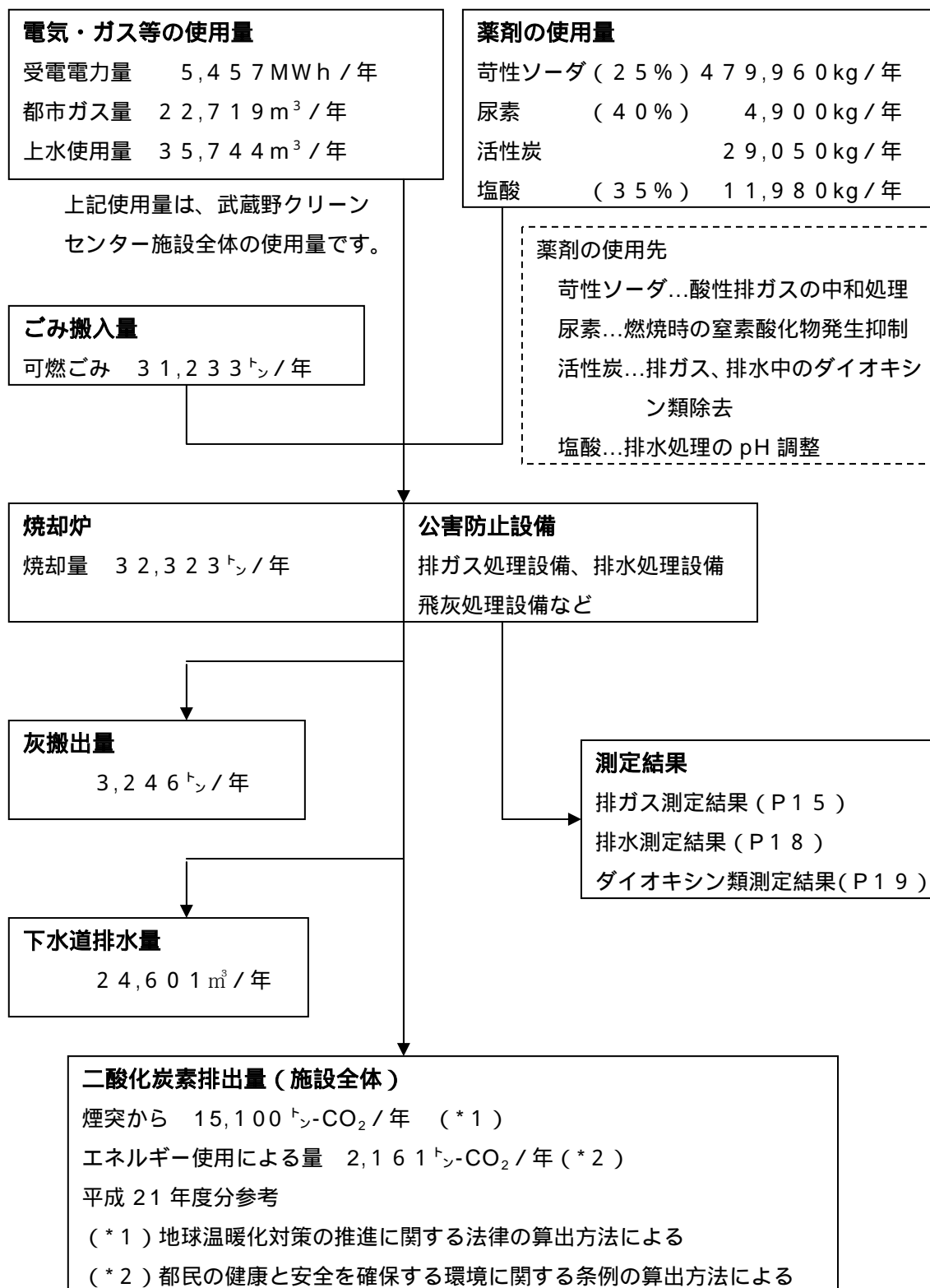
- 1 「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書」及び環境に関する法令等を順守します。
- 2 武蔵野クリーンセンター操業に際しては、環境負荷の低減及び環境汚染の予防に努めます。また環境管理活動の見直しを定期的に行い、継続的改善に努めます。
- 3 ごみ焼却により生じる熱エネルギーの有効利用と不燃・粗大ごみ処理で回収された金属類を資源として有効利用をし、操業に際して省資源、省エネルギーを推進します。
- 4 施設の公開及び環境情報の提供をすることにより、環境保全の意識の高揚に貢献し、良好な環境の確保に努めます。

* 武蔵野市では、平成12年3月に武蔵野クリーンセンターを含む市の組織全体で環境管理の国際標準規格であるISO14001の認証を取得しており、武蔵野市環境マネジメントシステムにより環境方針、環境目標を定め、環境負荷の低減と法規制値などの順守に努めています。

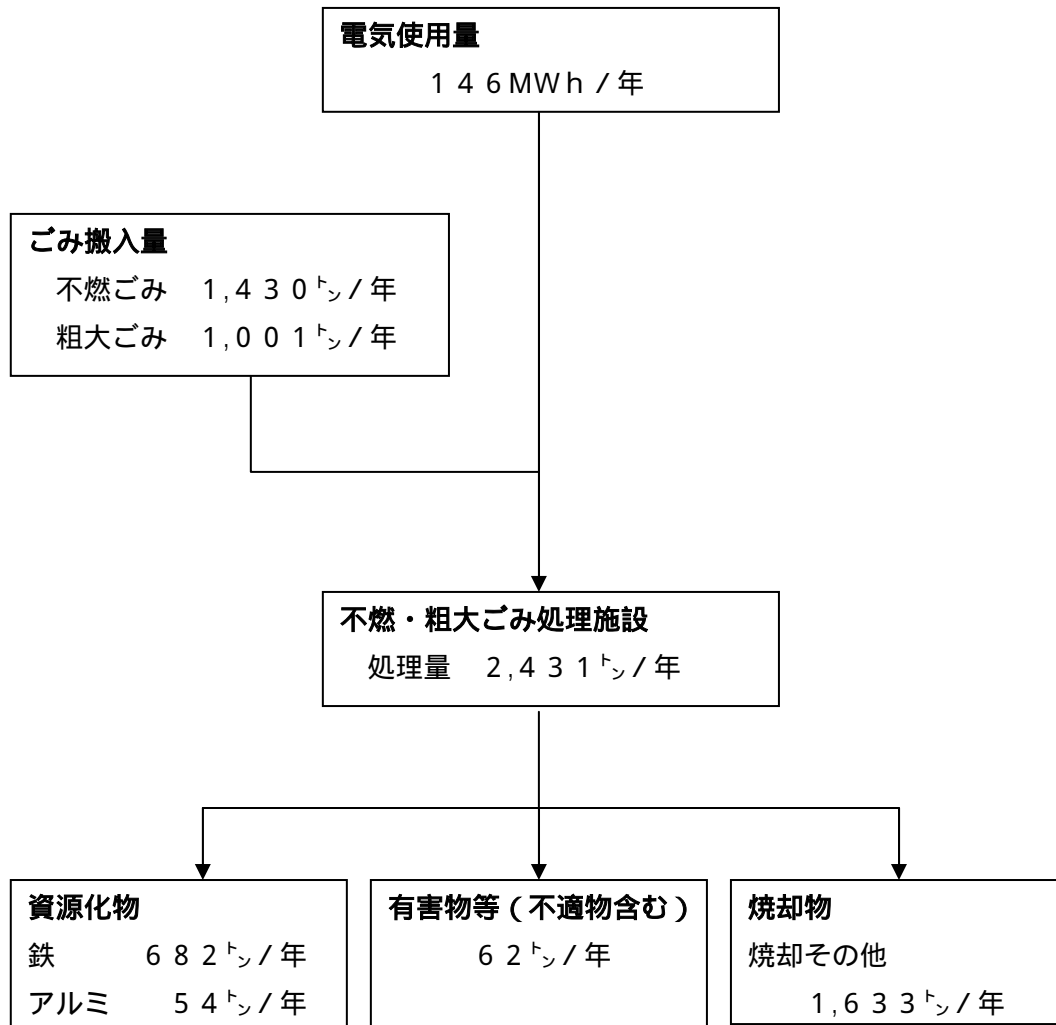
この武蔵野市環境マネジメントシステムの環境方針を基に、武蔵野クリーンセンターの施設運営における、より具体的な基本理念、活動方針を定め、より一層の環境負荷の低減に努めていきます。

2 環境負荷

(1) 平成 21 年度の物質収支 (焼却施設)



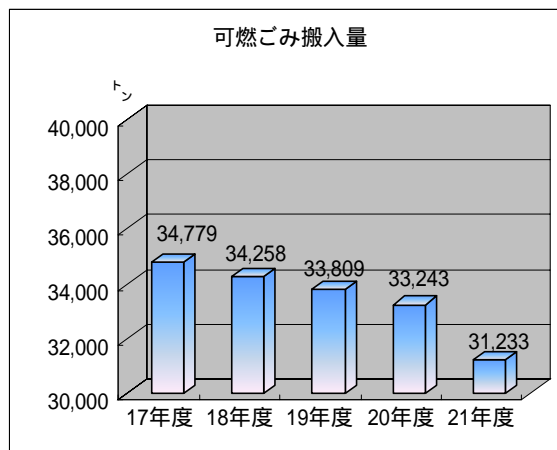
(2) 平成 21 年度の物質収支 (不燃・粗大ごみ処理施設)



(3) 平成17年度から21年度の推移(焼却施設)

可燃ごみ搬入量

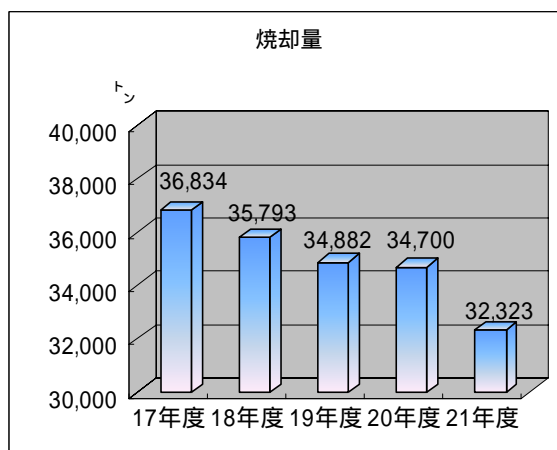
17年度は34,779tのごみを受け入れていましたが、市民の方々のごみ減量の取り組みにより、毎年減少しています。



焼却量

搬入された可燃ごみと不燃・粗大ごみ処理施設で選別された可燃ごみの合計が焼却量となります。

市民の方々のごみ減量の取り組みにより、毎年減少しています。

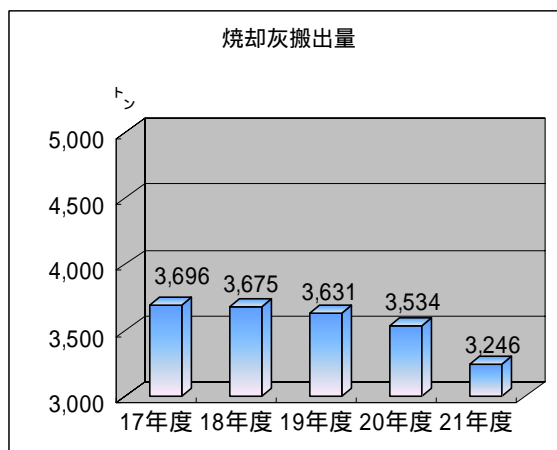


焼却灰搬出量

焼却炉で燃やしたごみは、重さで約10分の1の焼却灰になります。

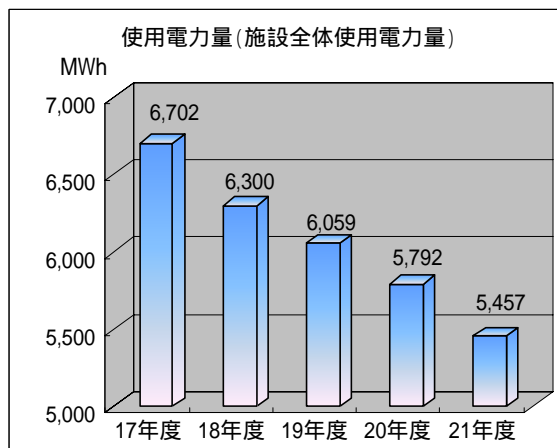
焼却灰は、日の出町にあるエコセメント工場に運ばれ、エコセメントの原料になり、土木建築材として利用しています。

ごみ焼却量の減少により、毎年減少しています。



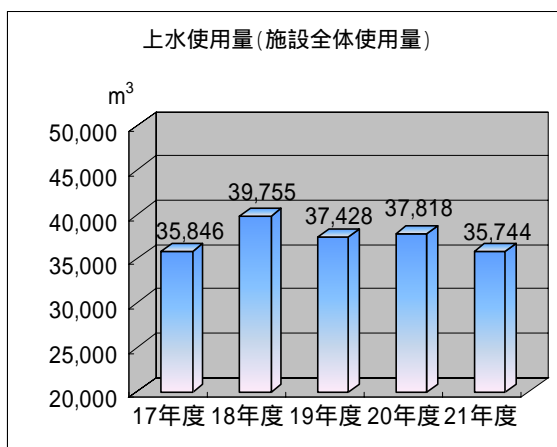
使用電力量（施設全体使用電力量）

施設全体の使用電力量の推移です。高効率機器への更新や焼却炉の運転効率改善などごみ量の減少により、毎年減少しています。



上水使用量（施設全体使用量）

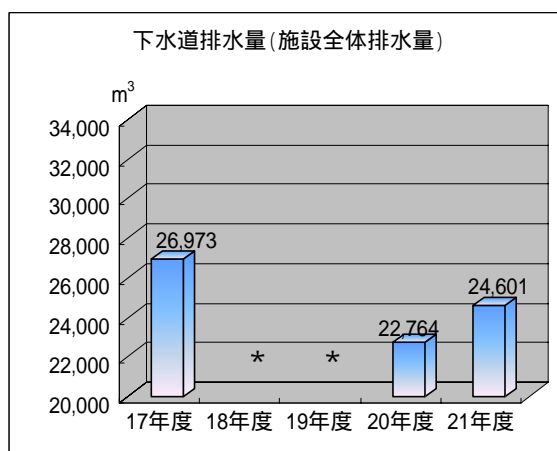
施設全体の上水使用量の推移です。17年度以降、毎年4万ト以下で推移しています。



下水道排水量（施設全体排水量）

ごみ焼却に伴い、発生する汚水は、汚染物質を適正に処理し、下水道に排水しています。処理後の排水を、燃焼温度を一定に保つための冷却水として利用していますが、その使用量が少なかったため、排水量が増加しました。

* 18、19年度の放流量については、メーターの故障により、正確な積算することができませんでしたので表示していません。

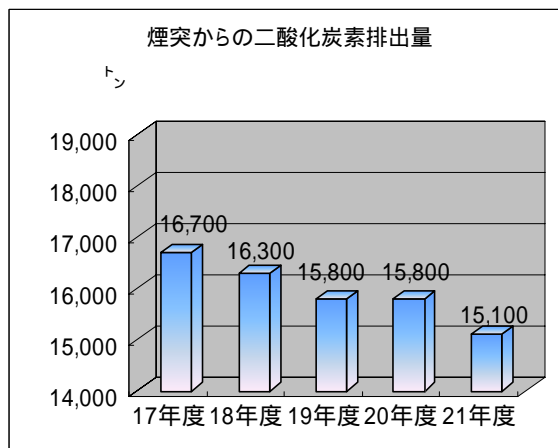


煙突からの二酸化炭素排出量

ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量は資源にならないプラスチック類と合成繊維の焼却量から算出します。

植物を焼却すると二酸化炭素を排出しますが、植物の成長過程では光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するので、収支はプラスマイナスゼロになるという考え方で生ごみや紙の焼却分は含まれていません。

ごみの減少により二酸化炭素排出量も減少します。

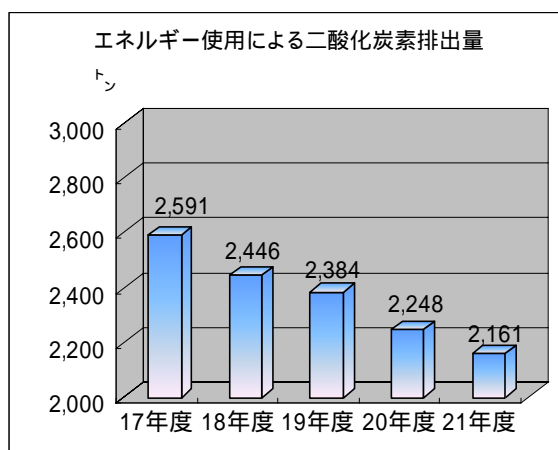


* 平成 18 年度に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律の算出方法による

エネルギー使用による二酸化炭素排出量

電気、ガス、上下水道の使用による二酸化炭素排出量です。それぞれの使用量に排出係数を掛けて算出します。

エネルギー使用量の減少に伴って排出量も減少しています。(平成 14 ~ 16 年度の平均排出量は 2,928 トン)



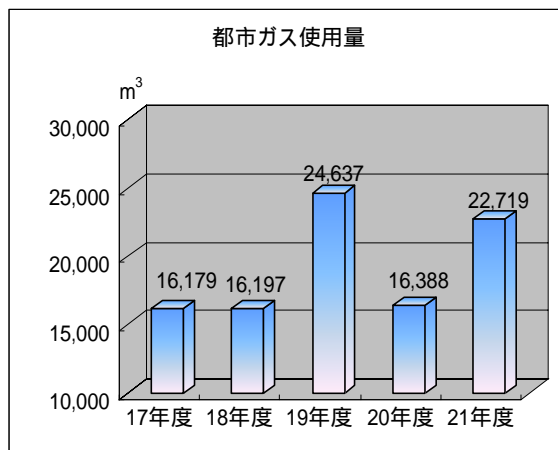
* 平成 16 年度に改正された都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の算出方法による

都市ガス使用量

都市ガスは、主に焼却炉の立ち上げ時（ごみに着火時）使用されます。

19、21年度は、焼却炉内の耐火物改修に伴い、乾燥焚きを実施したため、使用量が増加しています。

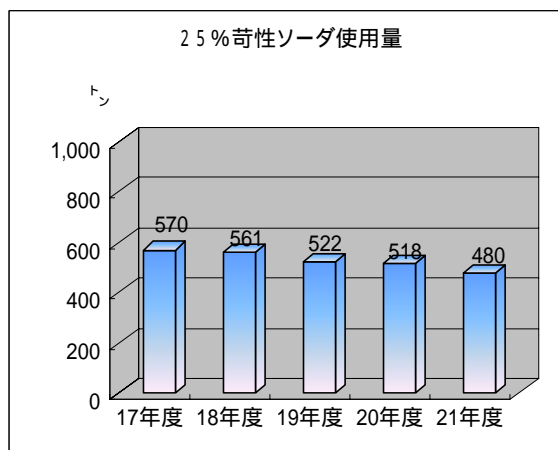
乾燥焚きとは、焼却炉内の耐火レンガ等を補修したときに、水分を除去して強度をあげる工程のことです。



25%苛性ソーダ使用量

苛性ソーダは主に有害ガス除去装置で塩化水素やいおう酸化物の除去に使用しています。

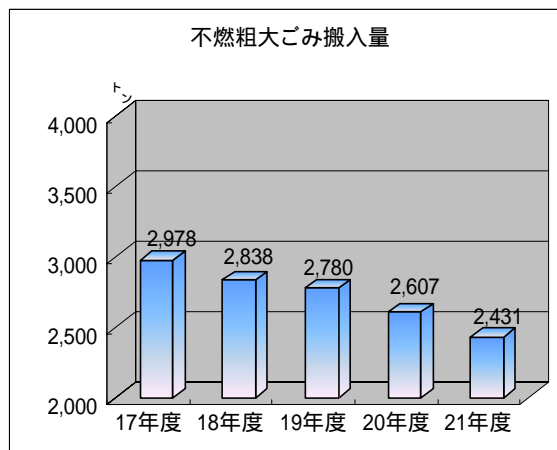
ごみ減量の取り組みにより毎年減少しています。



(4) 平成17年度から21年度の推移(不燃・粗大ごみ処理施設)

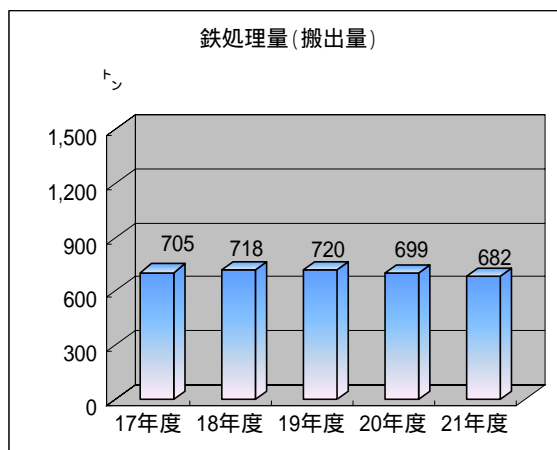
不燃粗大ごみ搬入量

17年度の2,978tのごみを受け入れていましたが、市民の皆さんのごみ減量やリサイクルの取り組みにより、毎年減少しています。



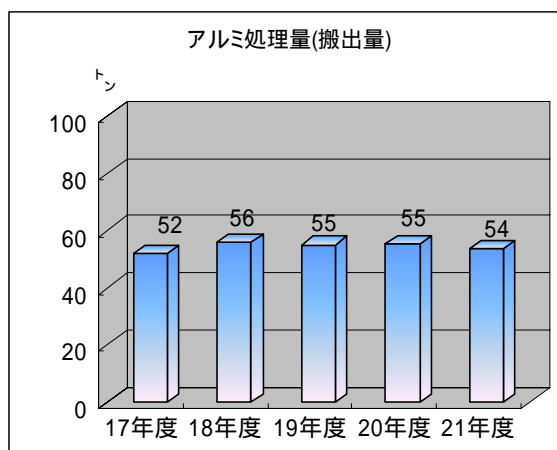
鉄回収量(搬出量)

不燃・粗大ごみ処理施設で搬出される鉄の量は、17年度以降は、700t前後を推移しています。



アルミ回収量(搬出量)

不燃・粗大ごみ処理施設で搬出されるアルミの搬出量は、50t前後を推移しています。



3 環境対策

(1) 平成17年度から平成21年度の排ガス測定結果の推移

排ガスに含まれるちりやばいじんは、バグフィルタで取り除き、有害ガス除去装置で排ガスを薬品（苛性ソーダ）で洗浄し、塩化水素やいおう酸化物を除去しています。

* 協定基準値とは、武蔵野クリーンセンター操業に関する協定の基準値です。



有害ガス除去装置（急冷洗浄部）

ばいじん

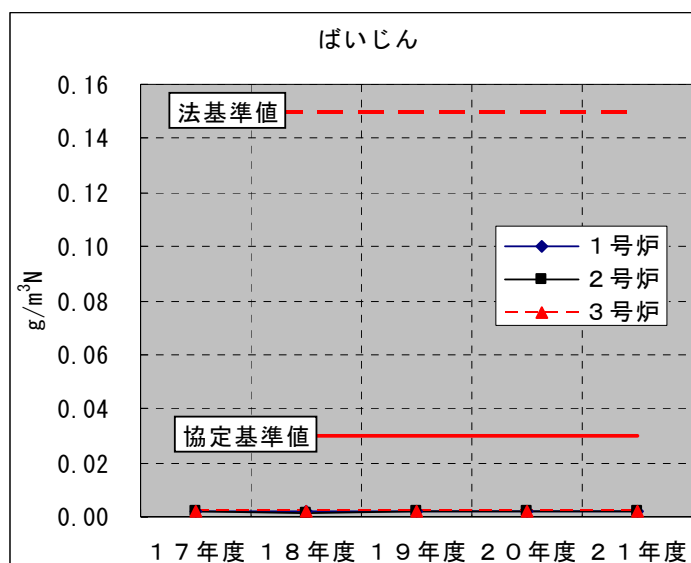
ごみ焼却時に発生する微小なすすなどで粒子状物質です。ろ過式集塵機（バグフィルタ）で除去しています。

協定基準値を下回っています。

法基準値：0.15g/m³N 以下

協定基準値：0.03g/m³N 以下

m³N（ノルマルリュウベ）とは、1気圧、0の状態の1m³の体積を表します。



いおう酸化物

ごみに含まれるいおう分が燃焼により酸化し発生します。酸性雨の原因となります。

協定基準値を下回っています。

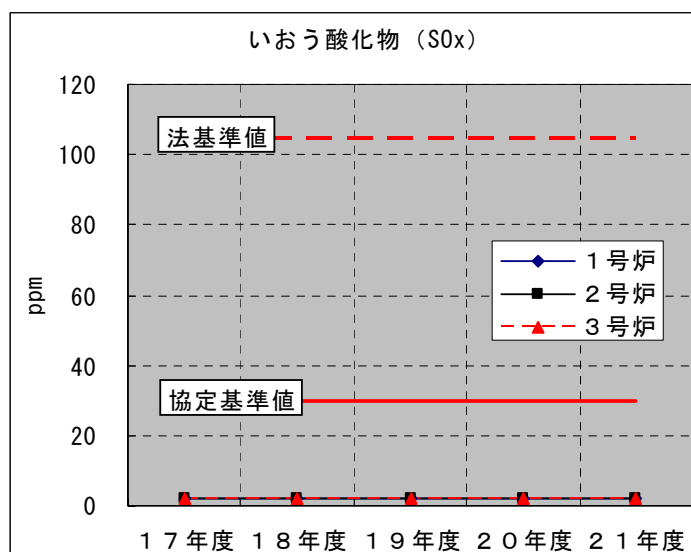
法基準値：約105ppm

(K=1.17)

協定基準値：30ppm 以下

ppm（ピーピーエム）とは、100万分の1を表す比率です。

k(値)とは、硫黄酸化物の許容排出量の算出の際に用い、地域ごとに定められた定数です。k値が低いほど厳しい条件となります。



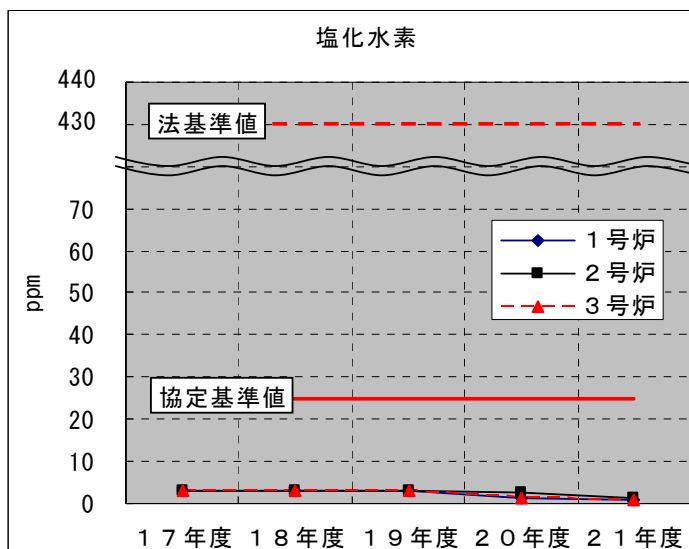
塩化水素

塩化物を含むごみを焼却すると塩化水素が発生します。有害ガス除去装置で苛性ソーダを混ぜ、中和することにより除去しています。

協定基準値を下回っています。

法基準値 : 430ppm 以下

協定基準値 : 25ppm 以下



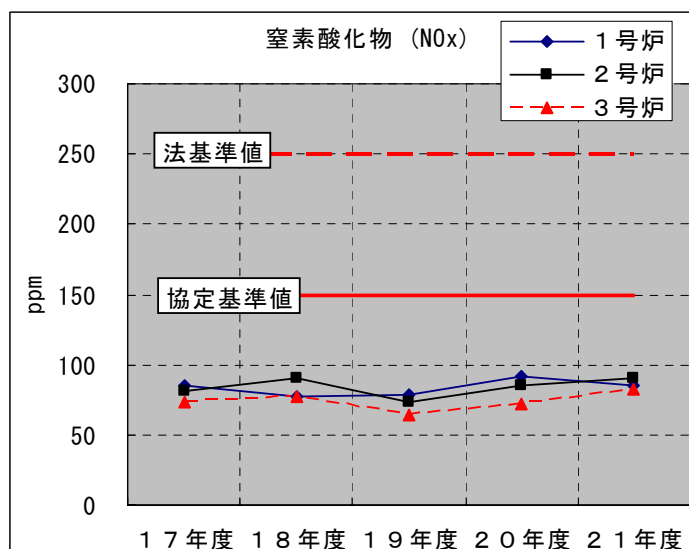
窒素酸化物

ごみや空気中に含まれる窒素が燃焼により酸化し発生します。光化学スモッグの原因物質のひとつです。

協定基準値を下回っています。

法基準値 : 250ppm 以下

協定基準値 : 150ppm 以下

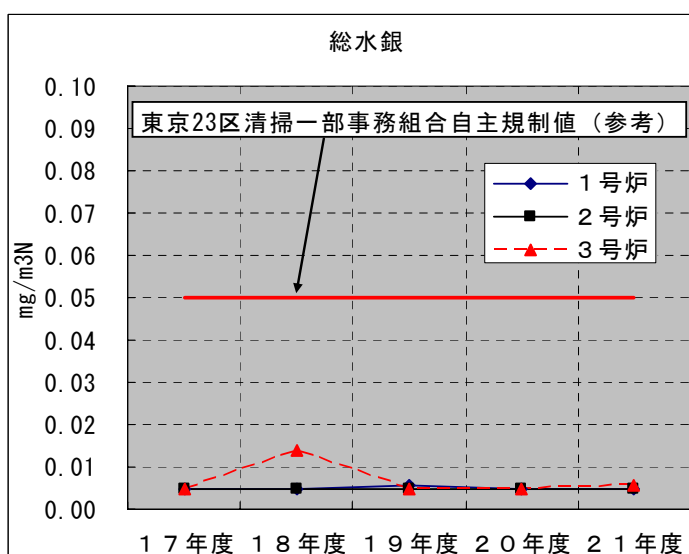


総水銀

分別されずに可燃ごみに入れた蛍光管等を焼却したときに、排ガス中に水銀が発生します。

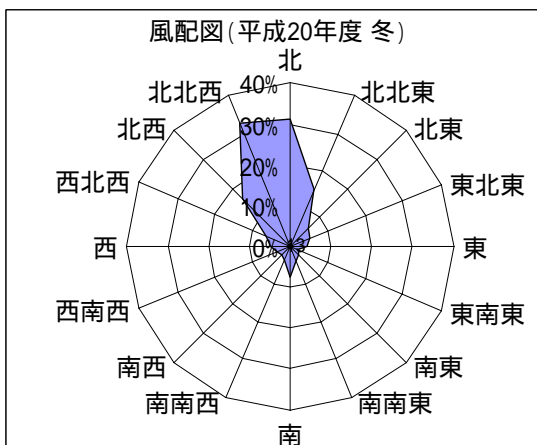
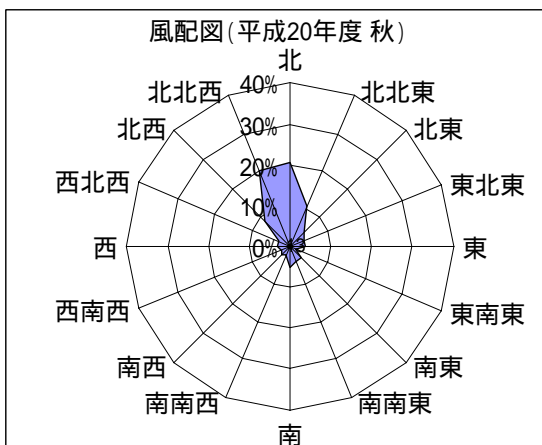
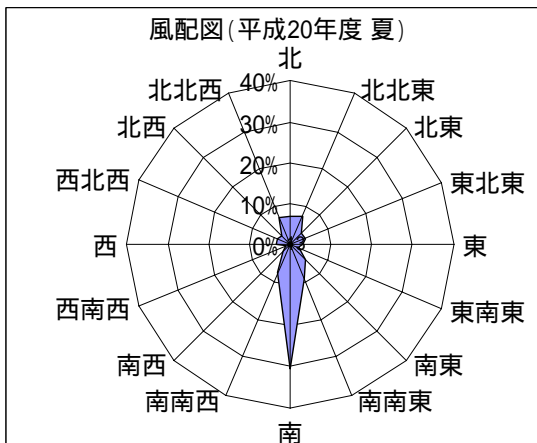
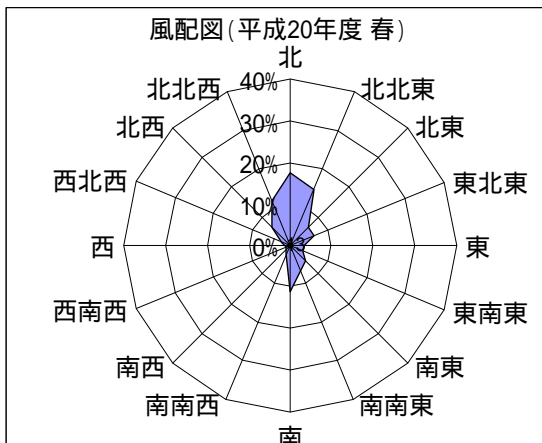
東京23区清掃一部事務組合の自主規制値(参考)

0.05 mg/m³N 以下

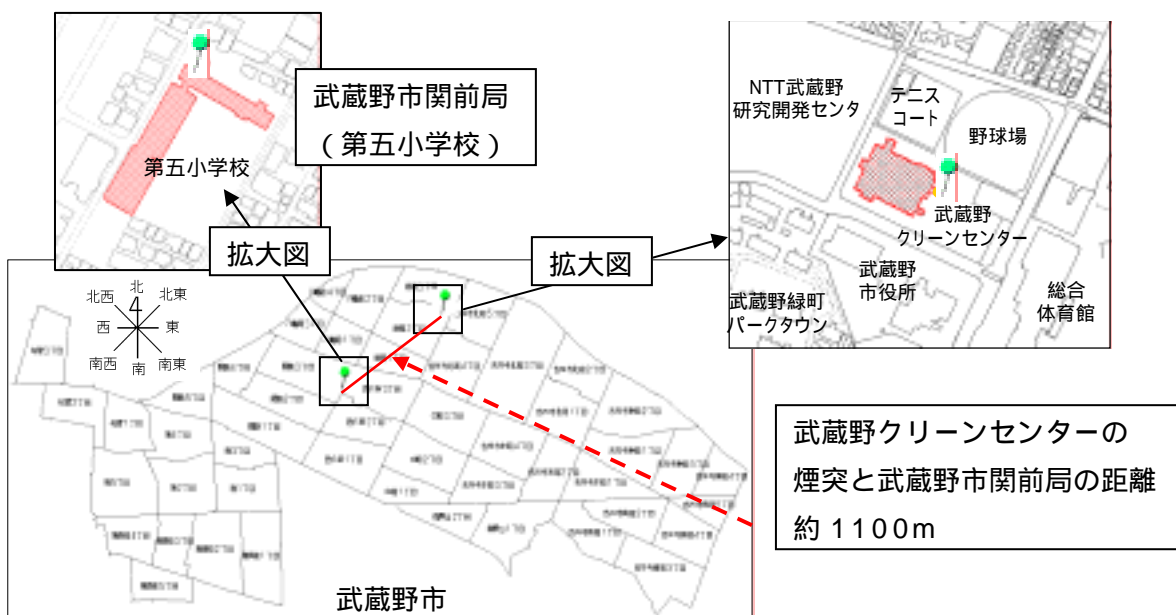


風配図

1年を通して北から北北西の風が多く、夏になると南風が多くなります。



「大気汚染常時測定局測定結果報告(武蔵野市関前局) 東京都環境局(平成21年度 登録第77号 環境資料第21036号)より



(2) 平成 1 7 年度から平成 2 1 年度の排水測定結果の推移



キレート樹脂塔

* キレート樹脂は 4 ページの説明参照

水素イオン濃度(pH)

pH は、水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。7 が中性でそれより大きいときは、アルカリ性、小さいときは酸性となります。

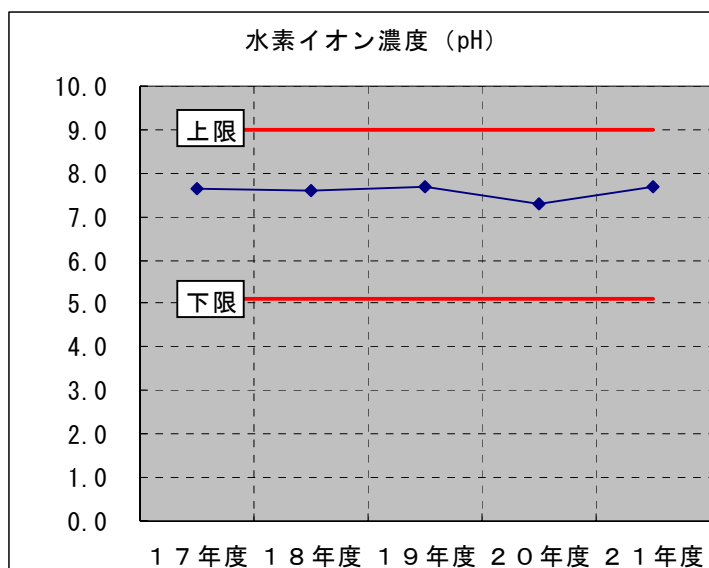
基準値内を推移しています。

法基準値

5 を越え 9 未満

協定基準値

5.1 以上 9 未満



生物化学的酸素要求量(BOD)

水の有機物による汚れを表す指標です。水中の有機物が微生物により、分解されるときに消費される酸素の量のことをいいます。

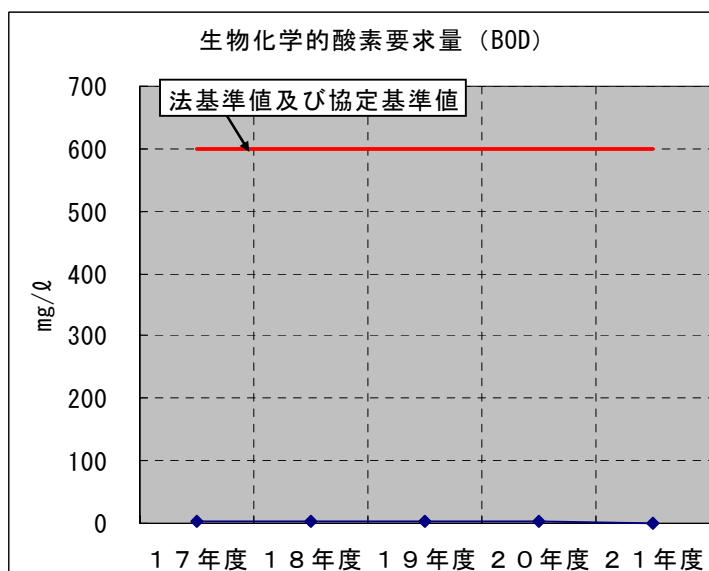
基準値より、はるかに低い数値となっています。

法基準値

600mg/l 未満

協定基準値

600mg/l 未満



浮遊物質(SS)

水中に浮遊している粒子状物質の量です。浮遊物質が多いと透明度が悪くなります。

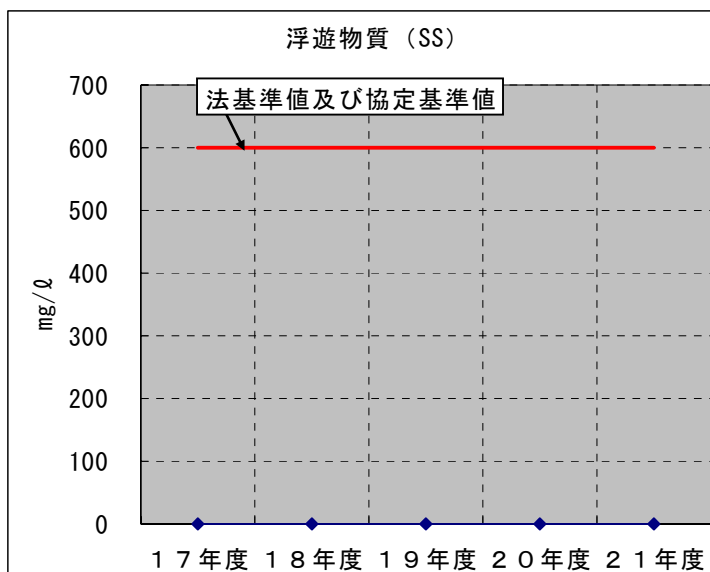
大変低い値で推移しています。

法基準値

600mg/l 未満

協定基準値

600mg/l 未満



(3) ダイオキシン類測定結果の推移

ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF) にコプラナーポリ塩化ビフェニル(CO PCB) を含めたものの総称です。

TEQ とは、最も毒性が強い 2,3,7,8-TeCDD の毒性を 1 として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した毒性等価係数(TEF) を用いて、ダイオキシン類の毒性を足し合わせた値です。

単位について、ng (ナノグラム) は 10 億分の 1 グラムのことです。pg (ピコグラム) は 1 兆分の 1 グラムのことです。

排ガス中ダイオキシン類

850 以上で燃焼し、ダイオキシン類発生を抑制し、さらに排ガス中に活性炭を噴霧し、バグフィルタで集じん除去されます。

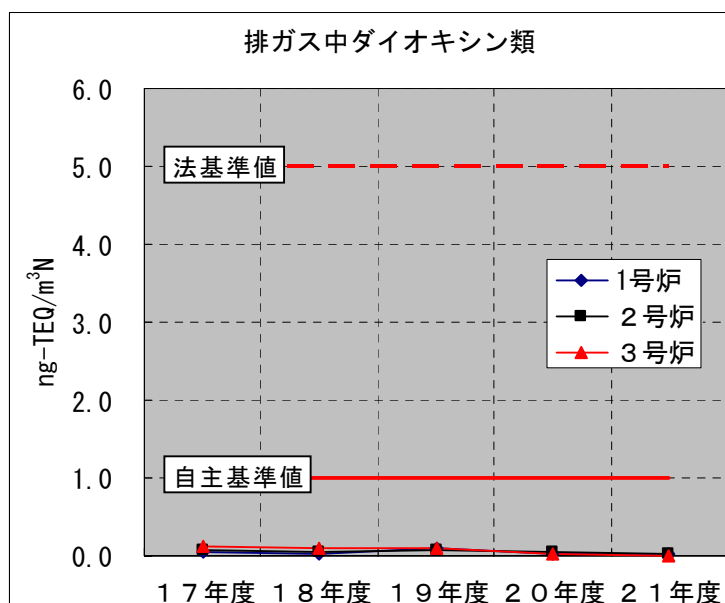
自主基準値と比較して低い値を推移しています。

法基準値

5 ng-TEQ/m³N 以下

自主基準値

1 ng-TEQ/m³N 以下

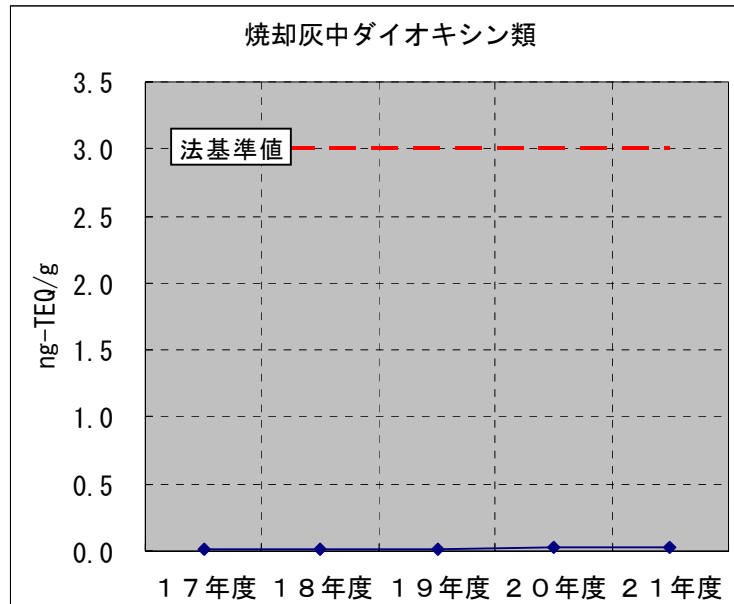


焼却灰中ダイオキシン類

燃焼によって発生する灰の中にもダイオキシン類が含まれていますが、法基準値を十分に下回っています。

法基準値

3 ng-TEQ/g 以下

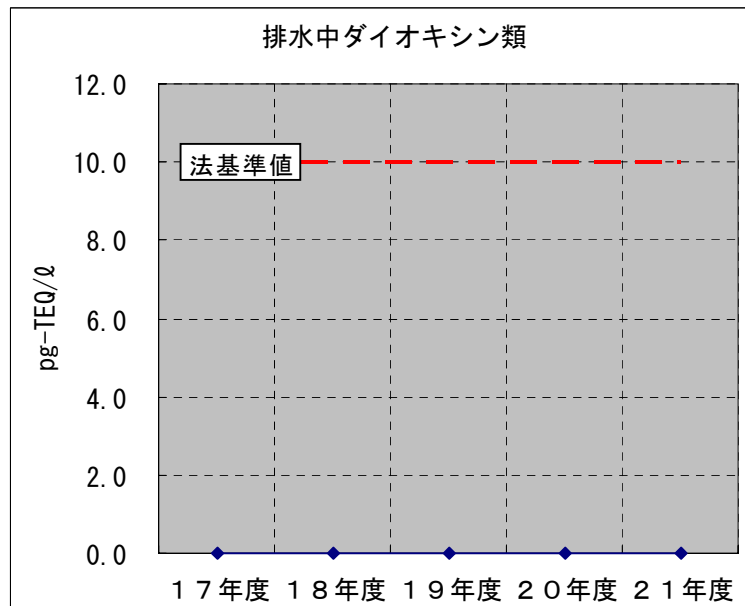


排水中ダイオキシン類

排ガス中のダイオキシン類の一部は排ガスを洗浄している有害ガス除去装置から排水に入ります。排水処理施設の活性炭塔で、吸着除去して、公共下水道に放流しています。

法基準値

10pg-TEQ/l 以下

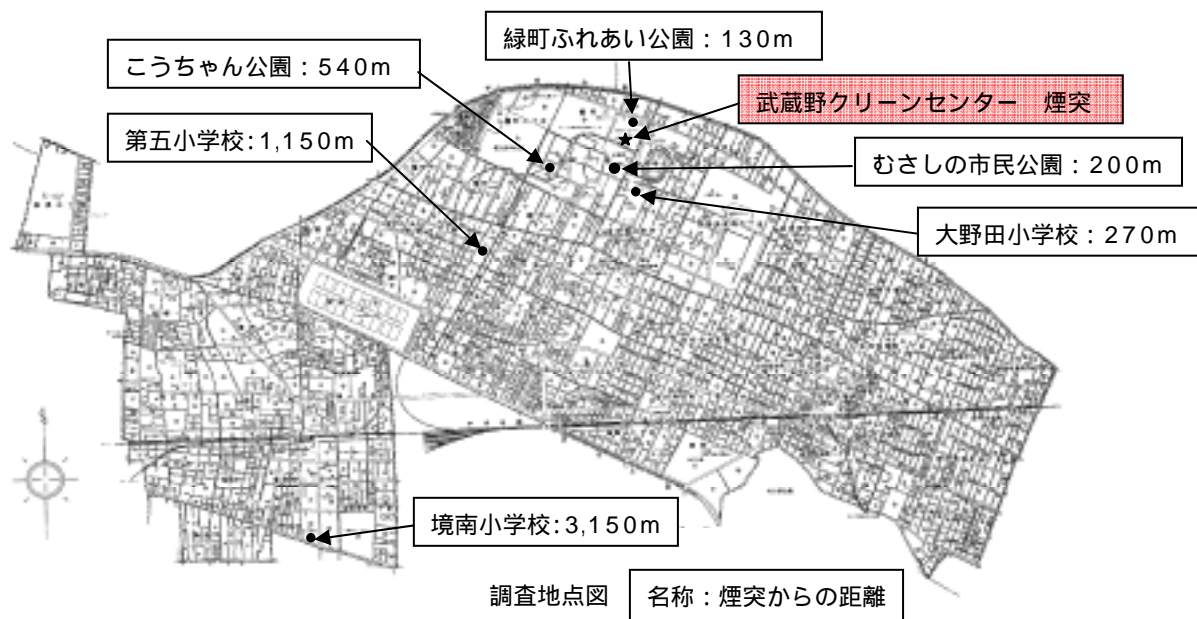
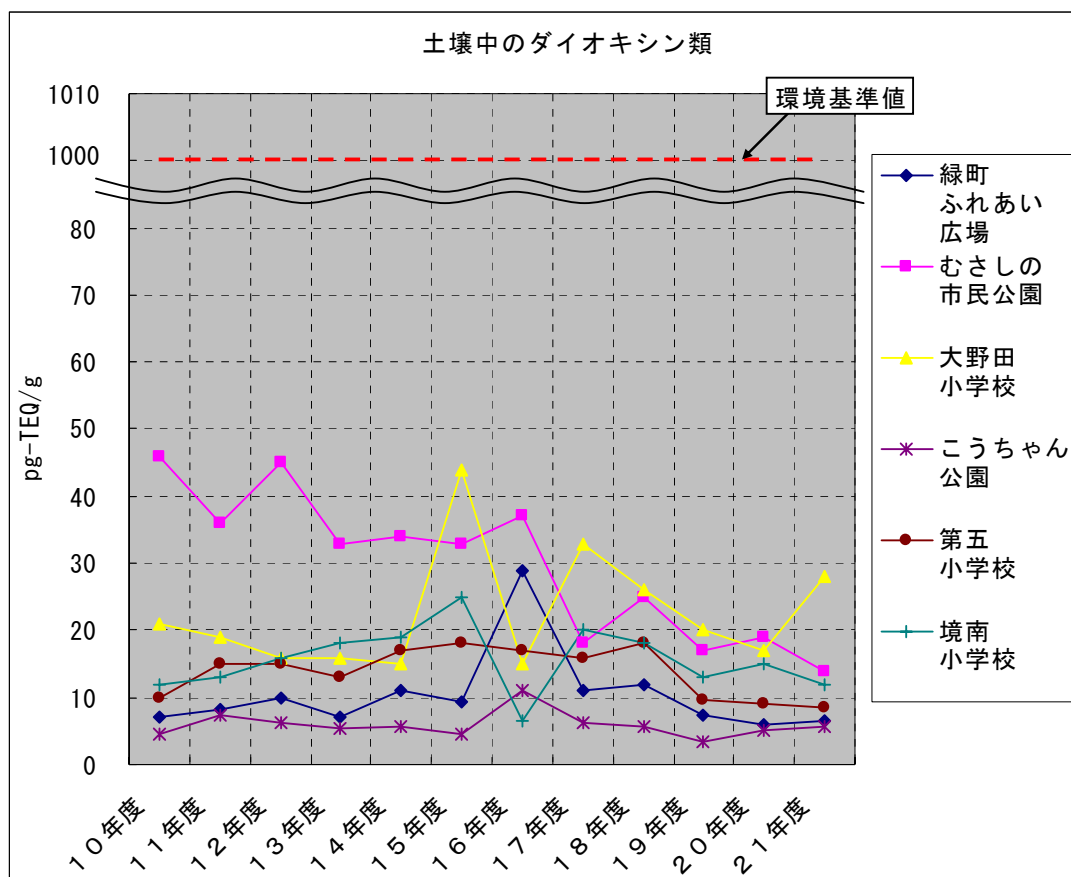


土壤中のダイオキシン類

平成 10 年より、周辺の緑町ふれあい広場など 5 箇所と境南小学校で土壤中ダイオキシン類の測定を継続しております。基準値を大きく下回った値となっています。

環境基準値

1,000 pg-TEQ/g 以下



4 熱の利用

ごみの焼却により発生した熱を市庁舎、総合体育館の冷暖房に利用しています。さらに市営プールと市立第四中学校の温水プールの熱源として利用し、クリーンセンター内の冷暖房及び給湯にも利用しています。



5 焼却灰、金属の有効利用

(1) 焼却灰の有効利用

可燃ごみを焼却したときに残る灰（焼却灰）は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料としています。このエコセメントは、コンクリート二次製品（インターロッキング等）の材料として、有効利用されています。

(2) 金属類の資源化

不燃・粗大ごみ処理施設で回収された鉄、アルミなどは、再資源化しています。

6 地球温暖化対策への取り組み

地球温暖化対策の取り組みとして、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」による地球温暖化対策計画を平成 17 年度より 5 ヶ年で実施し、操業の効率化や一部機器の入れ替えなどのソフト・ハード両面の対策を行いました。

武蔵野クリーンセンターは、初年度に提出する「地球温暖化対策計画書」で最高評価『A A』、2 年目終了時に提出する「中間報告書」で最高評価の次に高い評価『A A +』を取得しました。平成 21 年度で 5 ヶ年が終了し、平成 14～16 年度の二酸化炭素平均排出量 2,928 t（基準排出量）に対して、約 767t を削減することができました。最終結果をまとめた「結果報告書」を提出後、東京都の評価をうけることとなります。

* 主な取り組み

- バグフィルタ用空気圧縮機のインバータ制御の導入
- 空調設備各送風機類のインバータ制御の導入
- 空調設備各ポンプ類のインバータ制御の導入
- 焼却炉運転管理改善（3 炉運転の削減）

7 環境負荷を減らす取り組み

(1) 環境負荷の低減



排出ガス等の協定基準値を順守し、
できる限りの環境負荷の低減に努めて
運転管理しております。

(2) 雨水利用

雨水を再使用のウイスキー樽に貯留し、
花壇などの散水に利用しています。



(3) 事務室での取り組み



リサイクルボックス

裏紙の使用や両面コピー、印刷を徹底し、
できるだけコピーする量を少なくするよう
心がけ紙の使用量の削減に努めています。

また、照明などをこまめに消し、必要の
ない時間やだれもいない部屋などは消灯し
ています。

8 環境活動

環境負荷の継続的な低減に関する知識、技術や技
能を習得できるよう研修、視察等を実施しています。
また薬品、排ガスの漏れなどの緊急事態に備え訓練
を実施しています。

火災が発生したとき、初期消火活動を行うための
自衛消防隊を組織しています。



初期消火訓練

第3章 コミュニケーション

1 環境情報の公開

(1) ホームページの開設

武蔵野市公式ホームページ内に武蔵野クリーンセンターのホームページを開設しています。武蔵野クリーンセンターの概要及び統計情報などを知ることができます。

(2) 排ガス状況表示

武蔵野クリーンセンターの北門の横に煙突から出る排ガス濃度を施設操業中は常時表示しています。表示しているのは、いおう酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、塩化水素(HCl)です。



(3) 運営協議会の開催

武蔵野クリーンセンターの操業に関して、北町五丁目町会、緑町三丁目町会及び緑町二丁目三番地域住民協議会と武蔵野市で「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定」(協定書は資料参照)を締結し、かつ「武蔵野クリーンセンター運営協議会」(運営協議会要綱は資料参照)を設置しています。武蔵野クリーンセンターは、武蔵野クリーンセンター操業に関する協定に基づき、安全・安定的に操業しているとともに、武蔵野クリーンセンター運営協議会において、施設の運転状況、運転計画及び各種分析結果の報告を市より受け、運営状況の監視をしています。

* 武蔵野クリーンセンター運営協議会の開催は2ヶ月に一度の頻度で行われ、平成22年5月で175回が開催され、また運営協議会の広報誌(運営協議会だより)は46号を発行し、周辺約3,500世帯に配布し、図書館や市政センター、コミュニティセンター等にも配布しています。

* 武蔵野クリーンセンター運営協議会の活動内容などについては、クリーンセンターホームページ(<http://www.city.musashino.lg.jp/cms/guide/menu/m0375.html>)内にある運営協議会のページでご覧になれます。

(4) 維持管理状況の記録・閲覧

維持管理状況をまとめ、いつでもだれでもが閲覧できるようにしています。

(5) 広報

「市報むさしの」にダイオキシン類などの測定データなどを定期的に掲載しています。

2 寄せられた意見、要望

武蔵野クリーンセンターでは、地域の方々や市民からの問い合わせ、苦情については迅速な調査、適切な対応に努めています。

3 施設見学等

(1) 施設見学

施設見学は、市内小学校 4 年生の社会科見学をはじめ、市民の見学、国内外の視察など様々な対応をしております。平成 21 年度の見学者数は、1,662 人で団体数は、46 団体でした。

(2) フリーマーケット参加者への施設見学

クリーンセンター敷地内で、ごみ総合対策課と市民団体「クリーンむさしのを推進する会」が共催するフリーマーケットの参加者への施設見学を行っています。

4 社会活動

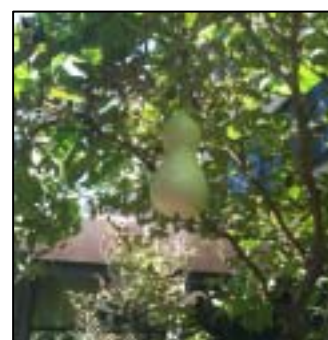
(1) 周辺環境への配慮

周辺環境に配慮するため、工場の周囲に四季折々の大小様々7,000本の植栽をしています。定期的に植栽の剪定などを行い緑の保全に努めています。



(2) 緑のカーテン

平成 22 年度は、管理事務所の窓の外に、きゅうりとひょうたんで「緑のカーテン」作りに挑戦しました。



5 事業のあゆみ

昭和 46 年 (1971 年)

杉並清掃工場建設に端を発し、通称「東京ごみ戦争」が勃発する。騒音・悪臭・ばい煙などにより共同処理を拒否され、ごみ処理場周辺住民が座り込みなどをする。

三鷹市新川で稼動していたごみ処理施設（ふじみ焼却場）は、周辺の調布市民による騒音・悪臭・ばい煙等に対する三鷹市役所への苦情が相次ぎ、市役所での座り込み、デモ行進、ついには主婦 50 人のピケにより、焼却場入口で武蔵野市からのごみ搬入車両が阻止されるという事態まで発展する。

この問題を契機として、武蔵野市でも「迷惑の公平負担」から、ごみ処理施設の分離独立、自区内処理に対する必要性の認識が高まる。

市議会に、「廃棄物対策特別委員会」を設置する。（市政最重点事業）

昭和 48 年 (1973 年)

「清掃対策市民委員会」を発足し、ごみ減量やりサイクル、分別収集のあり方を検討する。当時から武蔵野市は「武蔵野方式」と呼ばれる行政への市民参加を先駆的に進めていた自治体であった。

廃棄物対策特別委員会は、市内にごみ処理施設をつくる方向で事態が収拾する。

昭和 53 年 (1978 年)

後藤喜八郎市長は廃棄物基本構想によって、クリーンセンター建設用地は市営プール地に決定と発表する。

昭和 54 年 (1979 年)

市営プール地周辺の住民は、市民参加を訴え、建設反対運動に発展する。

「武蔵野のごみ問題を考える連絡会」が発足する。

4 月、藤元政信氏が市長に就任する。市長は清掃対策市民委員会に「どのような市民参加方式がよいのか」の具体案作成を要請する。

10 月、市民委員会は、市長に「クリーンセンター建設特別市民委員会要綱案」を提言する。

12 月 クリーンセンター建設特別市民委員会を発足する。

「よりよい場所に よりよい施設を」委員構成 35 名。委員長は内藤幸穂氏。

昭和 55 年 (1980 年)

クリーンセンター建設特別市民委員会は 26 回の委員会を開催し、4 候補地の中から市営グラウンドを示唆する提言をする。

昭和 56 年 (1981 年)

「まちづくり委員会」を発足する。「よりよい施設で よりよいまちに」

委員構成 17 名。市営グラウンド周辺住民 9 名。委員長は寄本勝美氏。

昭和 57 年 (1982 年)

武蔵野クリーンセンター着工。
日の出町に谷戸沢廃棄物広域最終処分場着工。

昭和 59 年 (1984 年)

3 月、武蔵野クリーンセンター竣工。
10 月、本格稼働を開始。

昭和 59 年 (1984 年)

周辺 3 団体の代表と「武蔵野クリーンセンター運営協議会」を発足。
地元委員 (3 団体) 9 名。市側委員 2 名。
定例会議を開催し、運営協議会だよりを定期的に発行。

平成元年 (1988 年)

11 月、総合体育館および市営プールへ蒸気供給を開始。

平成 4 年 (1992 年)

10 月、市立第四中学校で蒸気の熱源利用を開始。

平成 8 ~ 12 年 (1996 ~ 2001 年)

焼却施設の基幹的施設整備およびダイオキシン類削減対策工事を実施。

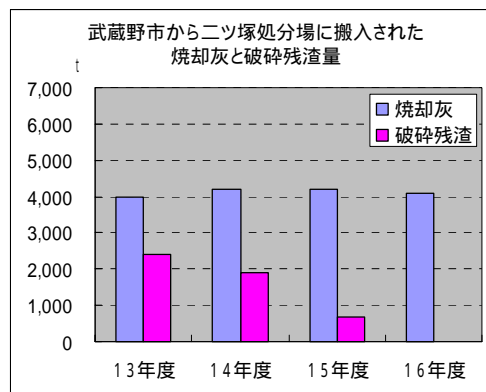
平成 15 年 (2003 年)

3 月、市庁舎へ蒸気供給を開始。

平成 15 年 (2003 年)

10 月 1 日、プラスチック類 (資源化にならない) の焼却を開始。

平成 15 年度途中までは、破碎残渣 (不燃ごみ) の埋立をしていましたが、資源にならないプラスチック類を焼却したことで、平成 16 年度より埋立ゼロとなっています。これは、「資源にならないプラスチック類の焼却試験」の結果、周辺住民の方々のご理解、ご協力をいただき資源にならないプラスチック類の焼却を実施をすることができたためです。



平成 15 年 (2003 年)

不燃・粗大ごみ処理施設の選別設備更新工事を実施。

平成 16 年 (2004 年)

11 月 14 日 運営協議会 20 周年記念事業 (エコフェスタ) を開催。

平成 17 ~ 21 年 (2005 ~ 2009 年)

施設の地球温暖化対策工事を実施。

平成 18 年 (2006 年)

7 月、東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設本格稼働

平成 20 年 (2008 年)

6 月、(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想を策定。

8 月、市民参加方式による「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」を発足。

平成 21 年 (2009 年)

12 月、「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」の提言を受け、パブリックコメントや説明会を経て、「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設建設計画 市の基本的な考え方」を策定。

平成 22 年 (2010 年)

2 月、「新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画策定委員会」を発足。

3 月、「新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会」を発足。

5 月 16 日 運営協議会 25 周年記念事業(むさしのエコフェスタ 2010)を開催。

資料

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という）と北町五丁目町会、緑町三丁目町会および緑町二丁目三番地域住民協議会（武蔵野緑町パークタウン自治会・武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会を総称する）（以下「乙」と総称する）は武蔵野クリーンセンター（以下「工場」という）の操業に関し、つぎのとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は「武蔵野市公害防止に関する条例」の精神に基づき地域住民の健康と安全、利益と権利をそこなうことのないよう、快適な生活環境を保全し整備することを目的とし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

（工場の規模および運営）

第2条 工場は、処理能力65トン（24時間）焼却炉3基と処理能力50トン（5時間）破砕機1基とし、甲は工場の操業に関し、つぎの事項を遵守する。

- （1）通常は2炉運転までとし、年始の運転は休止するものとする。ただし、休炉中も公害防止対策は怠らないものとする。
- （2）焼却対象ごみは、原則として武蔵野市内のごみとし、分別収集したものとする。なお、事業系持ち込みごみに対しては、分別の徹底を指導するものとする。

（公害防止対策）

第3条 甲は、工場の操業にあたり、公害関係法令を遵守するとともに、公害の発生を防止するための最善の努力をはらうものとする。

- 2 排ガス、排水、騒音、振動および悪臭については、別表に定める基準値を遵守しなければならない。
- 3 前項に掲げる基準値を超え、もしくは超えることが予想され、または環境を悪化する恐れが生じた場合は、甲は直ちに操業の短縮、操業の停止等の必要な措置を講ずるとともに、速やかにその結果を乙に報告しなければならない。
- 4 甲は、工場施設の事故、故障等が発生した場合、速やかに乙に報告しなければならない。
- 5 公害防止技術の開発がされた場合、甲はそれらの技術の導入をはかることに努める。

（ごみ収集車対策）

第4条 甲は、ごみ収集車通行による公害を防止するために、つぎの措置を講ずるものとする。

- （1）ごみ収集車の運行管理について、適切な指導を行うものとする。

- (2) ごみ収集車は常に点検整備し、排気ガス等による公害防止に最善をつくすものとする。
- (3) ごみ収集車は随時洗浄し、清潔を保つ等臭気防止対策を講ずるものとする。
- (4) 搬入路は清潔保持のため必要に応じて消毒を行うものとする。
- (5) ごみ収集車はクリーンセンター周辺道路に駐停車しないこととする。

(公害の監視)

第5条 甲は、工場の操業状況、公害防止対策の実施状況等について乙に報告するとともに、関係資料等については公開するものとする。

- 2 乙が、工場への立入りを求めたときは、甲は、工場運営に支障がない限りこれに応ずるものとする。

(苦情処理)

第6条 甲は、工場の操業に関し、住民が被害を受けまたは住民から苦情の申し出があった場合には、速やかに必要な措置を講じ、施設の改善、被害の補償等誠意をもって解決にあたるものとする。

(健康診断)

第7条 甲は、地域住民を対象に、毎年1回環境健康診断を実施するものとする。

(環境保全)

第8条 甲は、工場周辺地域の環境保全に努め、防災に留意し、緑地の維持管理に努めなければならない。

(ごみの減量および資源化)

第9条 甲は、ごみの減量および資源物の可能な限りのリサイクルについて対策を講じ、ごみ減量、資源化意識の徹底をはかるものとする。

(運営協議会)

第10条 工場の適正な運営をはかるため、甲、乙、の連絡協議機関として「武蔵野クリーンセンター運営協議会」を設置する。

- 2 運営協議会の構成、運営等に関する必要な事項は別に定める。
- 3 本協定第3条第3項および第5条第1項に定める報告は、原則として本条に定める協議会の会議において行なう。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する暫定協定書（昭和59年10月1日締結）は廃止する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書（昭和62年12月12日締結）は廃止する。

この協定の証として、この証書を4通作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年2月1日

甲 武蔵野市長
乙 北町五丁目町会会長
緑町三丁目町会会長
緑町二丁目三番地域住民協議会代表

別表（第3条第2項関係）

(1) 排ガス

項 目	基 準 値
ば い じ ん	0.03g/m ³ 以下
硫黄酸化物 (SO _x)	30ppm 以下
窒素酸化物 (NO _x)	150ppm 以下
塩化水素 (HCl)	25ppm 以下

(2) 排 水

水 質 項 目	基 準 値	水 質 項 目	基 準 値	
温 度	45℃未満	カドミウム含有量	0.1mg/ℓ未満	
水素イオン濃度(PH)	5.1以上9未満	鉛含有量	1mg/ℓ未満	
生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/ℓ未満	クロム(6価)含有量	0.5mg/ℓ未満	
		砒素含有量	0.5mg/ℓ未満	
浮遊物質(SS)	600mg/ℓ未満	総水銀含有量	0.005mg/ℓ未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油	5mg/ℓ未満	クロム含有量	2mg/ℓ未満
	動植物油	30mg/ℓ未満	銅含有量	3mg/ℓ未満
沃 素 消 費 量	220mg/ℓ未満	亜鉛含有量	5mg/ℓ未満	
フェノール類含有量	5mg/ℓ未満	鉄(溶解性)含有量	10mg/ℓ未満	
シアン含有量	1mg/ℓ未満	マンガン(溶解性)含有量	10mg/ℓ未満	
アルキル水銀含有量	検出されないこと	弗素含有量	15mg/ℓ未満	
有機磷含有量	1mg/ℓ未満	P C B 含有量	0.003mg/ℓ未満	

排水基準の変更に伴い 鉛含有量 1mg/ℓ未満 → 0.1mg/ℓ未満

砒素含有量 0.5mg/ℓ未満 → 0.1mg/ℓ未満 に変更

平成7年2月1日より

平成10年2月16日運営協議会にて報告

(3) 騒音・振動

		単 位	基準値	備 考
騒 音	朝 夕	ホン(A)	45	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後11時まで
	昼 間	ホン(A)	50	午前8時から午後7時まで
	夜 間	ホン(A)	45	午後11時から午前6時まで
振 動	昼 間	デシベル	60	午前8時から午後7時まで
	夜 間	デシベル	55	午後7時から午前8時まで

騒音・振動基準値は敷地境界線上でのものである。

(4) 悪 臭

場 所	敷地境界		
区域の区分	第1種区域		
悪臭物質 臭気強度	2.5		
アンモニア	1ppm	臭気濃度 排出口 敷地境界 300 10	
メチルメルカプタン	0.002ppm		
硫化水素	0.02ppm		
硫化メチル	0.01ppm		
トリメチルアミン	0.005ppm		
アセトアルデヒド	0.05ppm		
スチレン	0.4ppm		
二硫化メチル	0.009ppm		

悪臭基準値は敷地境界線上でのものである。

武蔵野クリーンセンター運営協議会要綱

(昭和 59 年 12 月 25 日)

最終改正 平成 20 年 4 月 1 日

1 目的及び名称

武蔵野クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域住民と武蔵野市相互の理解を深め、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、武蔵野クリーンセンター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 活 動

この協議会は、目的の達成のため、次の活動を行う。

- (1) 武蔵野クリーンセンター運営状況の監視
- (2) 地域住民の理解を深めるための広報活動
- (3) 環境の整備及び維持並びに福祉の増進のための活動
- (4) その他、目的を達成するために必要な諸活動

3 構 成

この協議会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 地元委員

吉祥寺北町五丁目町会選出委員 3人

緑町三丁目町会選出委員 3人

緑町二丁目三番地域住民協議会選出委員 3人

(2) 市委員

環境生活部環境政策担当部長及びクリーンセンター所長

4 役員を選出

地元委員の中から会長 1 人、副会長 1 人、会計 2 人及び会計監査 1 人を選出し、任期は 1 年とする。

5 運 営

運営の細目は、この協議会で協議のうえ決定する。

付 則

この要綱は、昭和59年12月25日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和60年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年7月6日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

これまでにあった環境報告書に対するご意見・ご感想についての回答

本報告書をお読みになって、感想はいかがですか

意見・感想	回答
わかりやすい。 (専門用語の解説がよい)	今後もわかりやすい環境報告書をつくるよう努めてまいります。なにかありましたらご意見・ご感想をお寄せください。

本報告書の内容について、感想はいかがですか

意見・感想	回答
充実している。 (情報公開としては十分である)	今後も内容が充実するよう努めてまいります。なにかありましたらご意見・ご感想をお寄せください。

本報告書の内容について、お気づきの点がありますか

意見・感想	回答
下水道排水量について、平成 18～19 年度の放流量がメーター故障により、積算できなかったが上水使用量からの予測値は表示できるのでは？ また、2 年間故障を放置していたのは理由があるのでしょうか	下水道排水量の予測については、過去データの上水使用量などのバラツキが大きく、推測が困難なため、申し訳ありませんが推測値による表示はできません。 また故障については、点検、調整を重ねながらの原因究明に時間がかかり、排水量の計測ができない期間が出てしまいました。今後このようなことのないよう十分注意してまいります。

本工場の環境配慮の取り組みについて、ご感想はいかがですか

意見・感想	回答
評価できる。 (排ガス中の水銀濃度の測定値があればさらに良い)	2010 年以降の環境報告書には、排ガス中の水銀濃度について、掲載していきます。

その他の意見

意見・感想	回答
焼却灰の搬出推移(不燃物としての搬出と不燃物一部焼却による差)	現在は、最終処分場への不燃物の搬出はありませんが、過去の不燃物の搬出分と不燃物一部焼却後の焼却灰の搬出量について、わかりやすく掲載します。また、資源にならないプラスチック類の焼却について、その経緯についても掲載します。

案内図、問い合わせ先



問い合わせ

武蔵野クリーンセンター

〒180-0012 武蔵野市緑町3-1-5

TEL 0422-54-1221

FAX 0422-51-9194

E-Mail : cnt-clean@city.musashino.lg.jp

発行年月 平成22年11月

次回発行予定 平成23年7月

作成者 和地 稔、加藤 太一郎

発行責任者 木村 浩

	ページ
はじめに / 武蔵野クリーンセンター「環境報告書2010(11月改訂版)」について	1
第1章 施設概要	
1 武蔵野クリーンセンターの概要	2
2 工場概略図	3
(1) 焼却施設概略図	
(2) 排水処理施設概略図	
(3) 不燃・粗大ごみ処理施設概略図	
3 私たちの組織	6
4 武蔵野クリーンセンター運営協議会の組織	6
第2章 私たちの環境配慮への取り組み	
1 環境方針	7
2 環境負荷	8
3 環境対策	15
4 熱の利用	22
5 焼却灰、金属の有効利用	22
6 地球温暖化対策への取り組み	22
7 環境負荷を減らす取り組み	23
8 環境活動	23
第3章 コミュニケーション	
1 環境情報の公開	24
2 寄せられた意見、要望	24
3 施設見学等	25
4 社会活動	25
5 事業のあゆみ	26
・ 資料	29
・ これまでにあった環境報告書に対するご意見・ご感想についての回答	35
・ 案内図、問い合わせ先	37

